

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年（令和15年12月31日まで）

秋本交制第6号
令和5年1月27日

関係所属長殿

秋田県警察本部長

交通の規制の対象から除外する車両の取扱要領の一部改正について（例規）

交通の規制の対象から除外する車両の取扱要領については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第2項後段及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第5条の2の規定に基づき、「交通の規制の対象から除外する車両の取扱要領の一部改正について（例規）」（平成22年12月17日付け秋本交制第199号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、自動車検査証が電子化されることに伴い、所要の整備を行い、別添「交通の規制の対象から除外する車両の取扱要領」のとおり運用することとしたので、取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

別添

交通の規制の対象から除外する車両の取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第4条第2項後段及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第5条の2の規定に基づく交通の規制の対象から除外する車両及び除外指定車標章（以下「標章」という。）の交付の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 除外する車両の基本

- 1 細則第5条の2第1号、同条第2号アからオまで及び同条第4号に規定する車両には、標章を交付する必要はない。ただし、車体の形状等から外見上その用務が明らかでなく、特に必要がある場合はこの限りでない。
- 2 同条第2号カに規定する車両に対する標章の交付については、第4の標章交付基準を厳守すること。
- 3 同条第3号に規定する者が標章を掲示する車両は、原則として、他の都道府県でも駐車禁止の除外対象となることに留意すること。

第3 交通規制の対象から除外する車両の要件

細則第5条の2第1号、同条第2号アからオまで及び同条第4号に規定する交通の規制の対象から除外する車両は、次の車両をいうものとする。

- 1 道路標識等による交通の規制の対象から除外する車両
 - (1) 緊急用務に使用中の緊急自動車、警衛列自動車及び警護列自動車
 - ア 緊急自動車とは、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第13条にいう自動車で、公共、公益的機関が災害の防圧、人命救助及び治安の維持等、緊急用務の遂行にあたることを目的として、公安委員会の指定を受け、又は届出を完了した自動車で、当該緊急用務のため赤色の警光灯を点灯し、かつ、サイレンを吹鳴して運転中のものをいい、緊急用務とは、同条に規定する用務のうち緊急に措置しなければならない客観的事情がある場合をいう。
 - イ 警衛列自動車とは、警衛細則（平成6年警察庁訓令第9号）第17条に定める自動車をいう。
 - ウ 警護列自動車とは、警護細則（平成6年警察庁訓令第5号）第15条に定める自動車をいう。
 - (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害応急対策のため使用中の車両
- 災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う同法第50条の活動を実施中の車両をいう。
- 災害応急対策とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者が行う活動のほか、これらの者の応援要求に応じて行う活動も含まれる。

なお、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定により、知事又は公安委員会が車両の使用者の申出により、同法第76条に規定する緊急輸送の車両で緊急通行車両標章を掲げているものも、これに準ずる取扱いとする。

2 道路標識等による通行禁止（一方通行を除く。）及び駐車禁止の交通の規制の対象から除外する車両

(1) 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両

災害救助、人命救助とは、災害や事故等が発生した場合の負傷者等の救護はもちろん、急病人を救助し、又は病院へ搬送するなど応急的措置をいう。これらに使用中の車両であれば、必ずしも緊急自動車として指定を受けた車両に限らず、車両の種別や運転者を問わないと、緊急自動車に準ずる程度の緊急性が必要である。

水防活動とは、河川等が氾濫し、又は氾濫するおそれがある場合に地方公共団体等が行う水防又は警報活動をいう。

消防活動とは、消防ポンプを搬送しての消火活動はもちろん、消火栓の点検、維持管理等のための消防用務をいう。

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用自動車及び政治活動用自動車

選挙運動用自動車とは、公職選挙法第141条に規定する選挙運動のため使用する自動車で、当該選挙管理委員会の定める表示をした車両をいう。

政治活動用自動車とは、同法第14章の3に規定する確認書の交付を受けた政党その他の政治活動を行う団体が、選挙運動期間中、政治活動のために使用する車両で、当該選挙管理委員会の定める表示をした車両をいう。

(3) 道路維持作業用自動車及び河川管理施設（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設をいう。）の維持管理のため使用中の車両

ア 道路維持作業用自動車とは、令第14条の2に規定する自動車で、道路の維持、修繕又は道路標示の設置のために必要な特別な構造又は装置を有し公安委員会の指定を受け、又は届出を完了した自動車で、当該用務のため黄色灯を点灯し使用中の車両をいう。

イ 河川管理施設の維持管理のため使用中の車両とは、河川法第3条第2項に規定する1級河川及び2級河川のダム、堰、水門、堤防、護岸等の河川管理施設を維持管理するため使用中の車両をいう。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物の収集のため使用中の車両

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づき、市町村長の許可又は指定を受けてごみ、汚でい、ふん尿等一般廃棄物の収集又は運搬のため使用中の車両をいい、市町村長から指定を受けた、古紙等回収車（車体前後等に回収車であることを明示した外見上明らかなものに限る。）も含まれる。

一般廃棄物とは、同法第2条第2項で規定する産業廃棄物以外の廃棄物をいうほか、古紙、空きビン、ペットボトル等の再生利用のできる廃棄物も含まれる。

(5) 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察活動のため使用中の車両及び警察活動に伴い停止を求められている車両

ア 犯罪の捜査とは、事件の届出による出動、逮捕や令状の執行、検証や参考人の呼び出し等をいう。

交通の取締りには、駐車監視員が法第51条の8第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付のため現に使用中の車両（車体両側に放置車両確認巡回中と明示した外見上明らかなものに限る。）を含む。

捜査又は警察活動には、警察のほか、検察庁その他の捜査機関の活動も含まれる。犯罪の捜査、交通の取締りその他警察活動のため使用中の車両には、緊急用務にあたらないが、これに準ずる程度の必要性があり、社会公共の秩序維持上、この規制から除外するのが至当であるからである。

なお、警察車両であっても対象道路を通行し、又は駐車する場合は、緊急性又は職務執行上社会的に容認される範囲にとどめるよう留意すること。

イ 警察活動に伴い停止を求められている車両とは、検問、職務質問、交通違反取締り等の警察活動に伴い停止を求められている車両をいう。

3 道路標識等による最高速度の交通の規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える場合を除く。）の対象から除外する車両

警察で使用する自動車のうち、専ら交通の取締りに従事する自動車で、パトカー及び白バイをいう。

第4 除外指定車標章交付基準

細則第5条の2第2号カに規定する標章（以下「1号標章」という。）を掲示することにより道路標識等による通行禁止（一方通行を除く。）及び駐車禁止の交通の規制の対象から除外する車両は、次の車両をいうものとする。

1 電気、ガス、水道、通信等の緊急修復工事に使用中の車両

電力会社、ガス会社、上下水道局、電話会社等の事業主体及びこれらの者から委託を受けた者が、各事業において、緊急修復工事のために使用中の車両をいう。

2 医師等が急病者等に対する往診のため使用中の車両

医師法（昭和23年法律第201号）に基づく医師（医師の指示を受けた看護師又は助産師を含む。）が緊急に措置をしなければならない在宅患者や急病人への往診のため使用中の車両をいう。

3 報道機関が緊急取材のため使用中の車両

報道機関とは、日刊の新聞社、放送局である。

緊急取材のため使用中の車両とは、災害、事件事故等人の生命又は財産に重大な影響を及ぼすおそれのある事案発生の際、緊急取材活動のために使用中の車両をいう。

なお、個人の車両であっても、報道機関が緊急取材用として指定した車両は該当する。

4 道路、信号機及び道路標識等の維持管理のため使用中の車両

道路管理者が行う道路又はその付属物及び公安委員会（公安委員会から委託を受けた者を含む。）が行う信号機及び道路標識等の維持管理に使用中の車両をいう。

- 5 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲のため使用中の車両
狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅するため地方公共団体が犬等の捕獲に使用中の車両をいう。
- 6 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく臨検検査のため使用中の車両
食中毒等が発生し、又は発生した疑いがある場合、国又は地方公共団体が発生場所の営業所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装（以下「食品等」という。）、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査するため、又は試験の用に供する食品等を収去するため使用中の車両をいう。
- 7 感染症の予防、まん延の防止のため使用中の車両
細菌、真菌などの病原性微生物、ウイルス等の病原体による感染症及びエボラ熱、サーズなどの新興感染症が発生し、又は発生したおそれがある場合、国又は地方公共団体がこれを予防し、又はまん延の防止のため使用中の車両をいう。
- 8 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、国又は地方公共団体が公害の調査のため使用中の車両
事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、震動、地盤の沈下及び悪臭等の公害によって、人の健康又は生活環境に係る被害が発生し、又は発生するおそれがあり、国又は地方公共団体が公害の調査のため使用中の車両をいう。
- 9 市町村の長と歯科医師会長との間における歯科訪問診療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師（以下「指定歯科医師」という。）が往診のため使用中の車両
指定歯科医師が、在宅寝たきり患者又は歩行困難者に対する歯科診療のため用いる往診歯科診療器材搭載車両又は携帯用往診歯科診療器材搬送車両等であって、現に歯科診療に使用中の車両をいう。
- 10 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の規定に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として有効な自動車検査証の交付を受け、かつ、現に歩行が困難な者のため使用中の車両
 - ア 患者輸送用車とは、医療機関等において医療等の提供を受ける者を輸送する自動車であって、自動車検査証の車種欄には「特種」、車体の形状欄には「患者輸送車」と記載されている車両である。
 - イ 車いす移動車とは、車いすに着座した状態で乗降でき、かつ、車いすを固定することにより、専ら車いす利用者の移動の用に供する自動車で、自動車検査証の車種欄には「特種」、車体の形状欄には「車いす移動車」と記載されている車両である。
- 11 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づく通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電報の配達のため使用中の車両
郵便法に規定する通常郵便物とは、郵便法に基づく第1種郵便物から第4種郵便物までに限定され、小包郵便物（ゆうパック）及び通常郵便物との混合郵便物は含まれない。また、同法に規定する通常郵便物の集配を業務としている事業所であれば、日本郵政公社に限らず他の事業所も含まれるほか、事業主体及びこれらの者から委託を

受け集配業務に従事する車両も含まれる。

電気通信事業法に基づく電報の配達のため使用中の車両とは、東日本電信電話株式会社（N T T）やK D D I 株式会社等が電報配達のため使用中の車両で、事業主体及びこれらの者から委託を受け配達業務に従事する車両も含まれる。

12 勾引状、収監状、裁判官の発する令状、裁判所の判決、裁判所の決定等を執行するため使用中の車両

勾引状、収監状、逮捕状、捜索差押え許可状等の裁判官の発する各種令状、裁判所の判決による収監状、裁判所の決定等を執行するため使用中の車両をいい、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく執行官による緊急執行に使用中の車両も含む。

13 死者の運搬を本来の用途としている車両で当該目的のため使用中の車両

いわゆる靈柩車で、自動車検査証の車種欄に「特種」、車体の形状欄に「靈柩車」と記載されている車両で、死者の運搬のため使用中の車両をいう。

14 公安委員会が公益上必要と認めた目的のため使用中の車両

前記1から13までに掲げるもののほか、公益上必要があり当該目的達成のため他に手段がなく真にやむを得ないと公安委員会が認め、当該目的のため使用中の車両をいう。

第5 身体障害者等に対する除外指定車標章交付基準

附則第5項の規定において「新規則第5条の2第3号アからオまでに掲げる者とみなして新規則を適用する者」とは、「視覚障害4級の2」、「下肢不自由5級又は6級」、「体幹不自由5級の1」又は「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）3級」に該当し、規則第5条の2第3号に定める標章（以下「2号標章」という。）を受けていた者をいう。

第6 標章交付申請手続

1 申請者

(1) 1号標章の申請者

1号標章の申請者は、当該申請車両を使用する事業所の代表者とする。ただし、申請の手続は、当該申請者の関係者が行うことができる。

(2) 2号標章の申請者

2号標章の申請者は、当該身体障害者等本人とする。ただし、申請の手續は、当該申請者の家族等が行うことができる。

2 申請先

申請先は、原則として申請者の居住地又は事業所等の所在地を管轄する警察署とする。ただし、必要により、除外指定を受けようとする区域を管轄する警察署と/orすることができるものとする。

3 申請書類

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、1号標章又は2号標章の交付を受けようとする者から申請があった場合は、細則第5条の3に定める申請書のほか、同条第2項に定める書面を求めるものとする。

(2) 申請書の除外を受けようとする区域又は区間欄は、1号標章の申請には区域等が限定される場合はその区域名を、限定できない場合は「秋田県内」と記載させ、2

号標章の申請には他の都道府県でも除外対象となることから空欄とさせること。

4 受理

署長は、前記申請を受理したときは、通行禁止・駐車禁止除外指定車標章交付申請書受理・標章交付簿（別記様式。以下「受理・交付簿」という。）に必要事項を記載すること。

5 審査

- (1) 署長は、第4の標章交付基準に従い審査し、不備な点については是正を求めるほか、必要により関係機関等へ照会するなど標章交付の可否を判断するものとする。
- (2) 署長は、上記申請書類のほか審査をする上で必要があると認める場合は、申請する除外対象に応じた業務概要等の資料その他審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

6 標章交付手続

- (1) 標章を交付するときは、受理・交付簿に必要事項を記載するものとする。
- (2) 標章の記載要領

ア 番号欄には、秋田県警察文書管理規程（平成12年秋田県警察本部訓令第28号）第25条第2項に定める警察署の文書記号と受理・交付簿の番号を組み合わせて「鹿第1号」の例により記載すること。

イ 1号標章の使用中欄には、標章の交付を受けた用務等に応じて、「電気緊急修復工事」、「医師等急病者往診」、「緊急取材」等、具体的な用務のため使用中であることが分かるように記載すること。

ウ 1号標章の車両登録番号欄には、当該車両の登録番号を記載すること。

なお、特に必要があると認められる場合は、複数台を記載することができる。

エ 細則第5条の2第3号才に規定する者に対して2号標章を交付する場合は、有効期限欄の下段に「除外時間：昼間（日出から日没まで）」と記載すること。

オ 標章の裏面の被交付者欄は、申請者の住所及び氏名を記載すること。申請者が事業所等の場合は、当該事業所の所在地及び代表者名を記載すること。

- (3) 運転者の連絡先、用務先

細則第5条の3第4項に規定する運転者の連絡先又は用務先を記載した書面は、当該車両の車外から連絡先又は用務先が確認できるものであれば、用紙の種別等は問わない。

7 標章再交付手続

標章の紛失、破損等に対する再交付申請手続は、通常の申請用紙によるものとし、再交付する標章の番号、有効期限及び除外区域等は旧標章と同一とすること。

なお、当該申請書は、申請書の備考欄に「亡失再交付」等と記載し、旧申請書とともに編綴しておくこと。また、再交付する標章の右欄外には「再交付」と朱書きすること。

第7 標章の有効期間

標章の有効期間は、原則として必要最小限度の期間とするが、恒常的なものは最長3年とし、以後更新させるものとする。ただし、1号標章のうち各種委託に基づくものについては、契約期間とする。

第8 運用上の留意事項

1 プライバシーの保護

2号標章の申請の受理及び審査に当たっては、障害者手帳等の提示、必要事項の聴取等により適正に審査する必要があるが、聴取等に際しては公衆の面前で行わないなど、申請者等のプライバシーの保護に配意すること。

2 標章交付時の指導事項

標章を交付する際は、次の事項について適切に指導すること。

(1) 除外指定車の駐車場所

駐車禁止の交通の規制等の対象から除外する場所は、公安委員会が道路標識等により駐車禁止として規制した場所（無余地となる場所及び法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）に限られること。

また、駐車禁止除外対象場所であっても、交通の妨害となる時間帯は避けること。

(2) 標章の掲示

標章の掲示は、当該目的のため現に使用中に限定されるので、当該目的以外は掲示しないこと。

この担当 交通規制課規制第三係 (☎5182、5193、5194)